

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業について

母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」といいます。）が就職に有利な資格を身につけるための講座を受講した場合、修了後に受講費用の一部を助成する制度です。

1. 対象となる方

町内にお住まいの、20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母等で、次の全ての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
- (2) 就労経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められること。

2. 対象となる講座

- (1) 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座
- (2) その他、上記に準じ町長が地域の实情に応じて対象とする講座
(例) ホームヘルパー、医療事務など

3. 支給額

受講料の6割（上限200,000円。12,000円以下は支給なし。）を受講修了後に支給します。（雇用保険法に基づく一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる方※は、その支給額との差額を支給。）

※雇用保険法に基づく一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる方とは

- ・受講開始日現在で、雇用保険の被保険者であった期間が3年以上あること。
- ・受講開始日時点で一般被保険者でない方は、離職日の翌日以降受講開始日までが1年以内であること。 など

4. 留意事項

受講前に町から講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。過去に自立支援教育訓練給付金を受給されている方には支給できません。

5. 申請窓口

本庁福祉課で受け付けています。支給を希望する方は、早めにご相談ください。

●厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html>)

●雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座

(http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku)

もご覧ください。

お問い合わせ先 福祉課 生活福祉係
電話 0847-89-3335

申請から支給までの流れ

(1)

事前相談 (福祉課へ相談)



(2)

受講しようとする講座について、受講開始前に講座の指定申請をします。

【提出書類】

1 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

【添付書類】 (公簿等で確認できる場合は省略できる)

- 1 申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 児童扶養手当証書の写し又は扶養控除のわかる所得証明書及び養育費に関する申告書
- 3 受講しようとする講座を明らかにすることができる書類

受給できません。



(3)

申請された講座の指定の可否を決定します。

否



(4)

講座を受講し、修了日から30日以内に給付金の支給申請をします。

【提出書類】

1 自立支援教育訓練給付金支給申請書

【添付書類】 (公簿等で確認できる場合又は(2)で提出した内容に変更がない場合は、省略できる)

- 1 申請者及びその子の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- 2 児童扶養手当証書の写し又は扶養控除のわかる所得証明書及び養育費に関する申告書
- 3 受講対象講座指定通知書
- 4 教育訓練修了証明書
- 5 教育訓練経費領収書
- 6 雇用保険法による一般教育訓練給付金を受けている場合は「教育訓練給付金(一般教育訓練)支給・不支給決定通知書」

受給できません。



(5)

支給要件を審査し、支給の可否を決定します。

否



(6)

給付金の請求をしてください。

【提出書類】

1 自立支援教育訓練給付金請求書

【添付書類】

1 自立支援教育訓練給付金支給決定通知書の写し

注1) 給付金の支給決定前に、つぎに該当する場合は、給付金を支給しません。

- 1 支給要件に該当しなくなったとき
- 2 講座を受講しなくなったとき
- 3 受講の途中でやめたとき

注2) つぎに該当する場合は、支給した額の全部又は一部を返還していただくこととなります。

- 1 偽りその他不正の手段により給付金を受けたとき
- 2 支給要件に該当しなくなったとき